

「学校の部活動に係る活動方針」

1 部活動の休養日の設定について

- (1) 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設定することを目安とする。
- (2) 平日は少なくとも1日、週休日（土曜日及び日曜日）は少なくとも1日以上を休養日とする。週休日に大会・練習試合の参加等で活動した場合には、1週間以内に休養日（活動しない日）を設けることとする。

2 部活動の活動時間について

- (1) 実練習時間について平日は2時間程度、学校の休業日（長期休業を含む）は3時間程度（大会・練習試合等を含めない）を目安とする。
- (2) できるだけ短時間で、合理的でかつ効率的・効果的な活動とする。
- (3) 原則、活動時間は19：00までとし、下校時間（19：30）を守る。

3 休養日の振替等について

- (1) 休養日及び活動時間の設定については、地域や学校の実態を踏まえて工夫する。
- (2) 定期考査一週間前及び定期考査期間、入学者選抜等での臨時休業日、その他緊急時等に対応すべき日においては、原則として、部活動休養日として設定することができる。
- (3) 週間、月間、年間単位での活動日数及び活動時間については、学校及び各部活動の実情に応じて調整できる。

4 その他

- (1) 部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画等を作成して、校長に提出する。
- (2) 学校は、「学校の部活動に係る活動方針」は、学校のホームページに掲載する。
- (3) 部活動顧問は、学校のホームページ、保護者会、文書等で、活動日及び活動時間を公表する。